

令和7年度第2回府中市いじめ問題対策委員会 議事録

■日 時 令和8年2月5日（木）午前10時から午前11時30分

■会 場 府中市役所おもや2階A201会議室

■出席者 （委員）

有村委員、石川委員、掛川委員、片倉委員、坂倉委員
（事務局）

山下教育部長、志村教育部副参事兼指導室長

佐藤教育指導担当主幹、鈴木統括指導主事、石渡指導室長補佐、

中尾指導主事、林指導主事、弘井指導主事、菱倉指導主事、伊藤指導係長

■傍聴者 なし

■議 事 1 委員長あいさつ

2 自己紹介

3 報告

府中市立小・中学校におけるいじめの現状について

4 協議

児童・生徒が主体となって取り組むいじめ防止に向けた活動について

5 その他

【配布資料】

資料1 府中市立小・中学校におけるいじめの現状について

資料2 みんなで考え、話し合い、行動する ―いじめゼロに向けた取組―

【事務局】

それでは、定刻となりましたので、ただ今から「令和7年度第2回府中市教育委員会
いじめ問題対策委員会」を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、本日の会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は委員5名全員出席予定で、1名お見えになっていませんが、会議は有効に成立しております。

初めに事務局からのお願いでございますが、議事録の作成をスムーズに行うために会議中は録音をさせていただいております。

また、記録用の写真を数枚撮影させていただきますので、あわせてご了承願います。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

皆様のお手元には、次第のほか本日の資料として、資料１と２、席次表、委員名簿をお配りしております。

資料の確認は以上でございまして、早速ではございますが、会議の議事の進行を有村委員長にお願いできればと思います。有村委員長、よろしくお願いいたします。

【委員長】

おはようございます。本年度のいじめ問題対策委員会、第２回目となりますけれども、前回同様皆様から様々な意見をいただければと思います。

まず、傍聴者について、事務局から報告をお願いします。

【事務局】

広報ふちゅう等で開催をお知らせしましたが、昨日までに傍聴希望の申込みはございませんでした。

【委員長】

それでは、傍聴者なしということで、本日進めさせていただきます。

続きまして次第の２、自己紹介ですが、前回も行いましたが、前回欠席の方もいらっしゃいましたので、改めて全員から自己紹介をお願いできればと思います。

委員自己紹介

【委員長】

それでは続きまして、第３の報告として、「府中市立小・中学校のいじめの現状について」をお願いします。

【事務局】

資料に基づきまして、本市におけるいじめに係る現状について「令和６年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果に基づきご説明をさせていただきます。

まず、１のいじめの認知件数の推移について、令和６年度は小学校が５５８件で前年度から６９件の減となっており、１校当たりの認知件数は約２５件となっております。

続いて、中学校について、令和６年度は９２件で前年度から１６件増加しており、１校当たりの認知件数は約８件となっております。積極的ないじめの認知に向けた取組とし

て本市においては、記述式のアンケートの実施だけではなく、タブレット端末等を活用した心の健康観察の実施などを推進しております。

続きまして、2の学年別、いじめ認知件数につきまして、小学校低学年から中・高学年、中学生等、発達段階が上がるにつれて認知件数が減少傾向にありますけれども、例年と変わらない傾向でございます。偶発的な行為や謝罪により、すぐに解決した行為等も被害の児童・生徒が心身に傷を感じた行為は全ていじめとして認知しているため小学校低学年では増加する傾向にあるというふうに考えております。

続きまして、3の解消しているものの割合につきまして、いじめの解消の判断は、いじめに係る行為が止んでいる状態が3か月継続していること、被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないことに基づき行っております。本調査では、1月から3月に発生・認知したいじめは、いじめに係る行為が止んでいる状態が3か月継続していることの定義に基づき、安易に解消と判断しておらず、このような数値となっております。なお、令和6年度内に解消に至らなかったいじめについて、令和7年度内に解消していることを経過観察し、確認しております。

続いて、4のいじめ発見のきっかけについて、小・中学校ともにアンケート調査等によるものが増えておりますが、本来はアンケートに頼らず、全ての教職員が一人ひとりの児童・生徒の些細な変容を認めるよう感覚を研ぎ澄まし、いち早くいじめを発見し、早期に対応することが大切だというふうに考えております。

続きまして、5のいじめられた児童・生徒の相談状況につきまして、小・中学校ともに学級担任への相談が多く、次いで保護者や家族等に相談が多い状況です。日頃から学級担任がコミュニケーションを図り、児童・生徒から信頼を得ることができている状況が把握できております。また、「誰にも相談していない」は、小・中学校ともに0%です。このいじめられた児童・生徒が、誰にも相談していない状況をゼロにしておくことが非常に重要であり、引き続き、認知したいじめ全件に対して継続的に対応していくことを徹底してまいります。

6のいじめの対応について、小・中学校ともに「冷やかしからかい、悪口、脅し文句、嫌なことを言われる」の報告が一番多くなっております。また、「パソコンや携帯電話で誹謗中傷や嫌なことをされる」の項目が小学校でより高くなっております。小学校低学年段階から情報リテラシー及び、情報モラル教育の推進をより一層図っていく必要があると考えております。

最後に7、継続する取組等・改善に向けた取組について、本市では児童・生徒の些細な変化を見逃さず、いじめの早期発見・早期対応を徹底しており、認知したいじめは全件対応し、いじめ解消後も再発防止に向けて見守りを継続的に行うことを徹底しております。

いじめの解決に向けては、社会総出で取り組む必要があり、府中市いじめ防止対策推進条例を制定し、これまでも地域関係諸機関との連携を図ってまいりましたが、今後もいじめ防止等の取組を進めてまいります。

本市として、今後検討している改善に向けた取組、具体的な内容については、この後改めてご説明をさせていただきます、その内容についてご意見を頂戴できればと考えておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

簡単ではありますが本市の現状について私からの説明を以上とさせていただきます。

【委員長】

データの説明がございました。具体的な取組については後ほど詳しくご紹介いただけるということでしたので、今まで見せていただきましたパワーポイント資料の1から7について質問やご意見等ありましたら、どうぞみなさん、お願いいたします。

【委員】

二点ございます。

この間の児童・生徒人口といいますか、少なくとも令和に入って児童・生徒の人口推移で、当市において、増加傾向にある減少傾向にある、あるいは横ばい状況にあるといったような、児童・生徒人口との兼ね合いで、どのような変化があるのかというところについて教えてくださいというのが一点です。

もう一点が3番の解消をしている者の割合の中学校の部分ですけれども、後期につきまして解消率が89.1パーセントということで、都や国平均と比べても高めですし、これについてどのような要因があるかと考えるか教えていただければと思います。

【委員長】

はい。ありがとうございます。どうぞ、事務局から。

【事務局】

まず一点目の児童・生徒の人口の推移との兼ね合いというところでございますけれども、特にすごく増えた、減少したという推移はここ数年ございませんので、まず例年通りの傾向があるというふうに認識をしております。

二点目の中学校の解消率が89.1%という例年より少し高い状況ではありますけれども、時期的なものであったり、生徒の様子によって、早い時期にしっかり対応ができたということで、解消率の向上が図れたのかなというふうに思っています。ただ、できればしっかりと対象を仕切って解消率を上げていくというところも徹底してまいりたいと

思っております。

【委員長】

ありがとうございます。続きましていかがでしょう。

【委員】

発見のきっかけが、アンケートがかなりの割合を占めているということですね。タブレット端末を活用した心の健康観察、そういうのがあるということで、この発見のきっかけの部分が主なんですけれども、これは何か学校でみんながいるところでプリントを配って、そういうことをされてる人は教えてくださいね、みたいなことをやってるところもあると聞いたことがあったんですけど、それをやると何もない子はないでチェックして終わりにみたいな、何かいろいろ書きたいことがある人はいろいろ書いてるので、それは周りから見て、なんかあいついっぱい書いてるからいじめられてるのか、と推測され、それでわかってしまうというような話を聞いて、そうすると、当然いじめを受けてる子はそういうことを知られたくないと思っている子もたくさんいるので、その、安心して報告ができる体制というのがどういうものかというのが気になっています。特にタブレットを学校で操作してるとそれで何かわかつちゃうと、それがきっかけで何か新たな被害に遭うんじゃないかとか、そういうことを私はすごく気になっていて、そのあたり対策というか、こういうふうにやってるので全然問題ありませんよとかいうことが伺えたら嬉しいなと思います。

【委員長】

はい。事務局どうぞお願いします。

【事務局】

今ご質問いただいた児童・生徒が安心して回答できる環境作りということですが、市として何か方針を出してということではないのですが、凡例としている事例を通していくつか紹介したいと思います。

まず紙のアンケートの実施に当たっては、クラスで実施をする際に、学校生活アンケート報告だけではなく、その他、例えば学期の振り返りであったり、自己評価の部分、それからまた別の課題を合わせてアンケートをとることによって、必然的に全員が書くような時間をとって実施している工夫があるというふうに聞いております。

それからタブレット端末ですが、やはりこれは学級の中、学校の中だけでの回答だけではなく、自宅に持ち帰って回答することもメリットだというふうに考えておりますの

で、そうした形で、例えば、欠席したお子さんについても回答させるような取組をしています。

【委員長】

はい。ありがとうございます。

【委員】

5番の、「誰にも相談していない」というのは、いじめがあった子供たちの中で、誰にも相談していないというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

そうしますと、やっぱり今の委員の質問でも関連してくるんですが、誰にも言えない子供たちをどういうふうにして見つけていくのか、そこがすごく難しくて、言った子は誰かに相談していることになりますよね。相談できない子供たち、周りへの気遣いであったり、さっき言ったようにいじめを言ったらいじめられてしまうんじゃないかというような、そこら辺のことをどうしていくかっていうのがすごく大事になってくるのかなというふうに思っております。

それともう一つお伺いしたかったのは、解消をされた後、3か月過ぎても見守るというお話をいただいたんですが、虐待でもそうなんですが、見守るってすごく難しいので、どんなふうに見守るのか、周囲の先生方にどう伝えているのかを伺いたいと思います。

【事務局】

まず一点目、誰にも言えない子供たち、表出がなかなかできない子供たちをどういうふうに支えるか、ケアするかという点についてですが、まずそういった相談体制というところはしっかりと確保をしていくということが前提であるのですが、いじめの認知件数、中学校の方は徐々に増えている状況なんですけれども、こちらについては、タブレット端末によって、いじめがあったかどうかという聞き方を実はしていなくて、心の天気予報の雨マークをつけてもらったり、そういったタブレットというちょっと身近な機器から察知をして、教員から様子を聞きに行き、最終的にはいじめがあるのかないのかも含めて確認をして、対応を進めていく取組を進めているというところです。

それから解消法についてなんですけれども、こちらもタブレット端末やアンケートになってくるのですが、相談体制を確立した上でそうした些細な現状を切り取っていくというところが見守りのひとつの方法と考えています。

【委員長】

私も二点、質問させていただきたいんですが、4番目の、いじめのきっかけの部分ですけれども、府中市の小学校は東京都内と比べると、担任に相談する割合が10.9で担任が多いわけですね。それが中学校は逆転している。半分になっていて、これはどんなふうに理解するかということなんですけれども、全て横並びに見ると、自分から訴えた、それから保護者から訴えていることが非常に多いと見ているのですけれども、この辺り、府中市のひとつの特性という言い過ぎかもしれませんが、小・中で担任の発見というのが逆転してるというのはどんなふうに捉えていったらいいのかなというのが質問の一点目です。

それから二つ目、5番目のところのスクールカウンセラーの相談というのが、府中の場合は小・中ともスクールカウンセラーの配置はきちりしているのだと思うのですが、これをどんなふうに分析をされてるか教えていただけるとありがたいなと思います。

【事務局】

まず一点目の発見のきっかけ、小学校と中学校の状況の把握というところでございすけれども、まず小学校においては担任がきっかけ、発見が多いというところで、これは子供たちと担任との関係性が、非常に信頼関係が築けているのではないかなというところで、一定の評価をしておるところです。ただそれが中学校になると逆転するというのは、中学校の状況もあるんですが、教科担任制で様々な教員が関わったり、部活動が盛んで、そういったところでの相談・対応というところも報告はされているところですよ。それからSOSの出し方、困り感を表出する能力のところについても、非常に力を入れておりまして、子供たちの方から表出できるような教育を進めておるので、本人からの訴えというところは増えてきているのかなと思います。

また保護者からも訴えはあるんですけれども、本来は教職員が先に気づいて対応するような形が徹底されるべきというふうに考えております。

続いてスクールカウンセラーの相談状況ですが、本市はスクールカウンセラーが週一回、中学校は二回きている学校もありますけれども、それぞれ相談して対応しているところですよ。いじめに関して少し数値が都と比較して低いというよりは、いじめ以外の相談が今、多くなっているという認識です。一番今多いのは不登校に関する相談になっています。件数として少ないというよりは割合としてちょっと少ないのかなという認識です。

【委員長】

後でまた議論するかもしれませんが、私はこの中学校が、逆転して少ないということとは、決してマイナスに思っていないです。それはやっぱり府中の中学校は社会に開かれた状況にあり、そういう意味では、地域や家庭が、非常に生徒たちをよく見てるといって受け取り方もできるわけです。そういう理解の仕方をしていいのかなというふうに思っています。

他の委員の皆様から追加質問等ございますでしょうか。後ほど、引き続きご意見いただければと思います。

事務局より、児童・生徒が主体的になって取り組むためにどんなことが重要かということをご教示いただければと思います。

【事務局】

資料2についてご説明をさせていただきます。

府中市教育委員会として、令和8年度に推進する、児童・生徒がいじめ問題を自分たちの問題として捉え、判断し、行動できる力の育成に向けた取組「みんなで考え、話し合い、行動するーいじめゼロに向けた取組ー」についてご説明いたします。委員の皆様からは、この内容について後ほどご意見を賜りながら、より実効性のある取組に高めていきたいと考えております。

府中市ではこれまでもいじめ問題の解決に向けて、早期発見、早期対応の体制を整え、認知したいじめについて全件対応の徹底を図ってまいりました。その一方で、児童・生徒自身がいじめを自分の問題であると捉え、その防止に向けて実際に行動へ移す力を育てることが今後さらに必要であると考えています。令和8年度はこの点をより重視し、児童・生徒が自ら判断し行動できる力を育てるために、「知る・気付く、考える・話し合う、行動する」という三つのステップを軸に年間を通して継続的に学ぶ取組を推進します。この三つのステップは一度きりの指導ではなく、学期ごとに繰り返し実践と改善を重ねることで、行動に繋がる力を定着させることをねらいとしています。

中段の「知る・気付く」について説明をさせていただきます。「知る・気付く」では、児童・生徒のいじめの定義や多様な形態を理解し、それはいじめかもしれないという視点を持てるようにすることや、いじめがもたらす影響の重大さを認識すること、自分や他者の言動が相手に与える影響などに気づき、未然防止の意識を高めることを狙いとしています。具体的な取組として、道徳や特別活動を含めた全教育活動の中で実施するとともに、いじめ総合対策子供版のデジタルブックを活用した事業の推進を検討しております。

続いて右側下の「考える・話し合う」では、いじめに関する課題を他者と共有し、対

話を通じて立場や考え方の違い、人によって物事や言動の受け止め方が違うことなどを理解する力、いわゆる他者理解を育てるとともに、いじめを防ぐための具体的な対応方法を話し合い、また、話し合いを通じて、児童・生徒の主体的にルールや行動目標を決めることで、いじめ問題を自分に関わる課題として捉え、行動に結びつける姿勢を育てることができるようにすることを狙いとしています。具体的な取組として、学級活動や児童会、生徒会活動の充実を図ること、いじめについて主体的に考え、議論することができるよう講義型の授業ではなく、体験的な学習の充実を図ることを推進していきます。

三点目「行動する」では、話し合いで決定した約束や行動目標を児童・生徒が実践することで、いじめを許さないという態度と行動を学校全体に広げること、そして行動の結果を確認し、次の改善や新しい取組につなげることで、いじめ防止に向けた継続的な取組の流れを作ることをねらいとしています。具体的な取組として、府中市で年間3回実施している小・中連携の日に、小学校児童会と中学校生徒会が共同して意見交換、協議を行うサミットの実施や、ICTを活用した行動の見える化などを推進していきます。

以上、この三つのステップに基づく一連の流れを一学期二学期三学期と繰り返していくことで、児童・生徒がいじめ問題を自分の課題として捉え、判断し、行動できる力の育成を図っていきたいと考えております。

また、地域・家庭との連携については、保護者会や地域懇談会で情報を共有し、学校だよりやホームページで取組を公開することで、保護者が地域状況を把握しやすい環境を整えたり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、民生委員、警察などと連携し、多面的に支える体制を維持強化していきます。

最後に、今回の協議の視点として児童・生徒がいじめ問題を自分ごととして捉え、主体的に判断し行動できるようにするために必要なことは何なのか、地域・家庭との連携をどう補強すべきか、継続的で実効性のある取組にするために必要な支援とは何かなど、委員の皆様の専門的な知見からご意見をいただきたいと考えております。いただいたご意見については、今後の計画や学校への支援に確実に反映してまいりたいと思います。忌憚のない意見をよろしくお願いいたします。

説明は以上となります。

【委員長】

資料2に基づいて、委員の皆さんから、ご自由にお問い合わせいたします。

【委員】

この三つの発見、対話、決定の部分のところを拝見していて右下の対話のところがす

ごく重要だなと思いました。特に、この①②の生徒たち本人がどういうことできるかっていうのを考えて意見を出して実際にそれをやってみるっていうところ、すごくいいなと思っています。私は、何回か小・中学校でのいじめ予防授業ということで、実際のいじめ、こういう事件がありましたという話をした後に、いじめが実際に起きてしまったらどういう対応方法があるかなというアイデアを出してもらおうということをよくやってるんですけど、大体4年生ぐらいになると、ここでいう傍観者の子の行動がとても大事ですという話をわかってもらった上で、じゃあこの子たちはどんなことができますかと聞くと、一緒にいじめっ子と戦うという意見も出たり、そこまでいかなくても大人に知らせるとか、そういうのいいね、それはいい方法だねという話をして、そこまでできなくても、もっと簡単にできることがあるんじゃないかなと言うと、一緒にご飯食べるとか一緒に帰るとか、家に帰ってから一緒にゲームで遊ぶとかそういう話もたくさん出てきて、すごくいいなと思うんです。聞いている子たちも、そんなことがプラスに働くんだということをわかってもらえるのがすごく大事で、それがやっぱり孤立を、実際にそういう問題が起きてしまったときにその孤立を避けるという意味で、すごく予防効果があるんじゃないかなというふうに感じていて、この体験的な学習の部分、ここをぜひ具体的にやっていただけるととてもいいんじゃないかな、というふうに思いました。

【委員長】

ありがとうございます。事務局から体験的なことで何かございますか。

【事務局】

ご意見ありがとうございます。体験的な活動については、既に実施している学校もいくつかあるのですが、例えば、中学校では、令和6年度に報告させていただいた内容ではありますが、今起きているいじめの問題に対して、被害者はいるけれども加害者が不明であるような状況があったとします。そういった場合に被害者および保護者に、承諾を得た上で、学年全体でその問題について、今ご意見いただいたように加害者、被害者、傍観者、その三者の立場から、子供たちが議論をして自分たちがどういう行動をしていけばいいのか、ということを話し合うというような活動を行っております。

また、小学校においては詳細が把握できてない部分ではありますが、いじめの場面を、体験というか劇でどうすればいじめが防げるのかということをやって、授業に基づいていじめを防止するための自分たちの宣言を作ったりするわけです。そういった取組をこれからも広く把握していきながら、周知共有していきたいなと思っております。

【委員長】

弁護士の先生と授業をするというお話があって、私もいくつか知ってるんですけども、非常に有効なのです。もしデータがあればありがたいのですが、昨年度とか、実際に何件ぐらい小・中学校で専門家の先生をお呼びして、授業をした件数などがあれば教えていただけますか。

【事務局】

教育委員会で正確な件数は把握ができていないのですけれども、昨年、実際に小学校が弁護士の方を呼んで授業されてるところを私も見に行かせていただきました。それは保護者も招いて、地域懇談会の中で弁護士の方がお話をされていて、今委員がおっしゃったような傍観者の立場というのが非常に重要という話であったり、実際のいじめの事件はそのいじめによってその子の一生や子供たちに与える影響の大きさを痛感させた上で、じゃあどうすればいいのかというのを考える授業を拝見いたしました。今後そういった弁護士と連携した、外部講師を招いた授業は展開していきたいと思います。

【委員長】

これはぜひ、一つの提案として申しあげたいです。現実的な話をする、やっぱりこれはしっかり予算化して、学校にしっかりやってくださいよということ、そういう手当てまでロードマップしていかないと、弁護士先生がお忙しいお立場でもあるので、呼べなかったりします。あるいはそういう法的な場面では弁護士の先生なんですけど、警察の生活安全課など、警察をお呼びするのも、非常に良い連携になります。そういった方に参加していただいて、やっていただけるとありがたいと思っています。他の自治体ではそういうことをかなり予算化して、学校に何でもないとこそこそやる、ということをおっしゃっていてですね、何か事件があったからその後始末としてそういうことをやるというふうにしても効果はないわけですね。ですからやっぱり何もないときに、落ち着いてるときに、そういうことをしっかりできる、勉強するということをしていただけるとありがたいなと思います。他の委員の皆様どうでしょうか。

【委員】

少し矛盾する言い方かもしれませんが、いじめを自分事として捉えさせるとか、これはいじめかもしれないというふうに気付くということ、それ自体が大事なんですけれども、やはり本質としては、いじめであるか、いじめではないかということよりは、それぞれが自分の権利であったり、自分のことを傷つけられないとか、お互いを尊重するというのが十分にできていれば、自ずとといじめというのはなくなるというふうに

思うのです。今回いただいたプリントを拝見すると、その人権尊重のこと、人権を守ることの大切さとか、人権尊重の意識や他者を尊重する態度という言葉で入れていただいているんですけども、ともすると、どうしてもそういうものは他人の人権を大切にしないといけないということを強調するがあまり、自分だって大切な存在なんだよということが置き去りにされてしまって、結局、自己肯定感というのか、自尊心を持てないまま、逆に他者を軽んじてしまうというのか、そういうことになりかねないという危険もはらむというところなので、自分を大切にする、子供の権利がきちんと子供たちに理解され、子供にももちろん、周囲の大人にも理解され、みんなが大切にされるみんなが守られる存在であるということが、社会に実装されていくということがとても大事だというふうに思っています。

特に、今、いじめで課題になるのが、例えば、発達上特性があるお子さんであるとか、意図せずほかの子供の気持ちや体を傷つけてしまうような場合に、もう片方の方がいじめだとおっしゃり、いやそういう意図ではなかった、というようなすれ違いであったりというようなことを聞いて、とても難しい対応を学校としても迫られると思いますし、子供たちも多分いろいろ苦労されてるんじゃないかと思うんですけども、やっぱり子供たちもよくその辺は理解をしていることがあるんですね。この子はこういう特性があるので、こういう子だからこういうことやっちゃうよねって、だけどやっぱり傷ついたこと自体がすごく嫌なことだったというようなことが出てきたりもするので、そういういろんな課題があるお子さんであっても、尊重されるようなそういう雰囲気作りなどが大事だと思います。自分はどうか、という主体的な選択決定するということで、どちらかというところかなり積極的なアクションを求めるような文面に見えるのですが、必ずしもそうじゃないというふうには理解してるんですけど、やはり先ほどの相談の部分でもありますけれども、声を上げられない子供ですとか、自分では言えなくて例えば、お友達に相談して、友達から伝えてもらってということがある場合、でもそのお友達も相談されてもどうしたらいいかわからなくて止まってしまったというようなケースもあるんですね。ただ、人権作文やなんか拝見していると、やはりそのときでも友達が一緒にいて励ましてくれたとか、一緒に気持ちを分かってくれたというそのことだけでもとても気が楽になったとかそういったようなことも見られたりして、積極的に何かすごいアクションを求めるというよりも、そういう寄り添うという役割も、とても大事というところもあるかなと思っています。様々な子供がいて一律にこうするのが良いというよりは、様々な取組ができるような、そういったことが理解できるようなこともあるといいなと思っています。

【委員長】

人権の立場から貴重なご意見をいただきました。ほかに、ございますか。その後また事務局にちょっとお聞きしたいんですけどいかがですか。

【委員】

私もそうだと思います。知る・気付く・発見を子供同士で話し合うというのは、例えば、いじめってどんなものでしたら、というそういう話し合いではあるんだけど、子供一人ひとりがどう思って自分がどうして、されたら嫌なことは何なのかっていうようなこととか、そういうことが、議論すると建前で議論しますよね。例えば、弁護士の先生方の出前授業があって、みんなそれで知るんですけども、やってはいけない、じゃあ自分はどうするのかとか、そういう、もう一段、自分に振り返ってそこまで掘り下げられるといいけれども、集団の議論、グループの議論でそこまでいけるのか、とかいろいろ難しさはあると思います。やっぱり一人ひとりを大事にしていくっていうことを子供たちに伝えて、いじめ、いじめじゃないではなくて、それを伝えていくと、いじめの方に繋がっていくんじゃないかなというふうに感じております。それと同時に、子供だけじゃなくて大人という、我々がどうしていくかということ、本当は子供と一緒に話し合っていかなきゃいけないんじゃないかなと。例えば、さっきの資料1の6番を見ますと、いじめで一番大きいのが冷やかしかからかいとか悪口が多くて、これは子供たちから聞くと、大人がそうだとか、先生だって言ってるじゃないかと、そうすると我々もそれぞれを大事にするということ、大人も一緒に考えていくということも大事になってくるんじゃないかなと思いました。

【委員】

子供の特性の部分の話で思ったのが、先生がおっしゃる通りクラスのあの子はこういう特徴があるっていうのを子供たちはよくわかっているなということは、私も本当に思っていて、それが大人がつけた何か診断名とかそういうのはわからないのかもしれないですけども、こういう子だからこういう配慮をしなきゃいけないとか、わかりやすい注意をしないと伝わらないとか、そういうことを結構、理解してるんですよね。なので何か大人の方がそこを知らずに、こういう子だから別のクラスにした方がいいみたいなことを言ったりするのを見るのですが、その辺りの中にいろいろ誤解があって、小学生はある程度進むとそういうこともちゃんとみんな見ててわかってますよっていうことは伝えていきたいなというふうに思いました。

【委員長】

すごく大事なことをおっしゃっていただいて、自分事としてどう見ると、私なりの言い方をすると、自分を縦のラインとして、他人を横軸とすると、第一人称と第二人称とのそういう視点で、自分がどういう立場・視点とかそういうのを考えるということを学生たちに議論させることがあるんですけど、それを今おっしゃるように両方に自分事として見るときに、そのバランスの取り方っていうのは、私は発達においてずいぶん違う気がするんですね。よく言われるように9歳の壁とか、3・4年生に割と自我が出てくる。小学校中・高学年はそれをあえて隠したりする、そういったように発達に応じてそのバランスにおける位置取りってすごい重要で、そこら辺に、自分を見極めることに大事な視点があるような気がするんですよ。そういう視点で今、委員がご指摘した気付く・発見の①の人権意識は、育てるときに人の気持ちを分かりなさいよとか、自分を大事にされるっていう指導助言だけではなくて、その場においてどう考えさせるかっていう、やっぱりメタ思考を起こさせないと、こういうことって生まれないんじゃないかと僕は思ってるんですね。ある意味で、特に小学校高学年から中学生ぐらいで道徳の時間とか学級活動の時間とかそういう中では、そういう切り口を入れながら先生方が生徒に問わないといけないような気がするんです。保護者にもそれを求めたいんですけどね。それはいじめられたのが嫌だよってというのは小学校1年生ぐらいの議論かもしれないけど、やっぱり6年生、中学生ぐらいにはほとんど通用できないっていう気がいたします。それは非常に考えられます。御指摘された点ですね。非常にいい切り口を教えていただいたなと思いました。

【委員】

私がうまくいく申しあげられなかったことを回収していただきましてありがとうございます。資料にどう落とし込むかというのはなかなか難しいかもしれないんですけどもぜひよろしくお願いします。

【委員長】

今までのご指摘について事務局で補足説明はありますか。

遅れていた委員がいらっしゃいましたので、全員揃いました。

【事務局】

友達から相談を受けたときにどうやって子供に寄り添っていくか、傍観者であった子供たちがどうやって仲裁者となっていくのか、そういった取組についてはおっしゃるように、一律で何か学校として、例えば、大きな目標を立てようとかそういった子供たち

の課題意識や問題意識と乖離したところで議論をしていますが、実効性が伴わないものになってしまうというように思っています。子供たちも同じ学年同じクラスであっても課題に感じていることはそれぞれ違いますので、やっぱり子供たちが他者を尊重することや自分を大切にすることという観点から、どういったところに問題意識を持っているのかというところが大事だと思っています。ですので、例えば、教育委員会が、こういうことをしようとかそれについて話し合おうではなくて、子供たちの内発的なものから引き出して議論ができるといいな、というふうに思っていて、そういった取組についても、様々な学校現場でも出せるように具体化して、計画として出していきたいというふうに思っております。

また、ご意見いただいたように、小学校段階でもその発達特性に応じて人間関係の摩擦が起きてしまうということがあります。もちろん、障害等に関する理解を深めるということも大事なんですけども、それ以上に先ほど言った自分を大切にする、他者を大切にする、というところでどうやったら寄り添えるかを子供たちに伝えていけたらと思います。

【委員】

子供たちに分かってほしいことなんですけど、いじめをどうするかとか、無くすのにはどうするかということだけじゃなくて、多分、先ほどの委員のご発言はそこのもっと、もう1枚中に踏み込んで、自分はどうかとか人はどうかかっていうことがあったような気がして、この表現の中にどう取り入れていくかというのは一つ難しいことだけれども、子供たちに伝えるときに、やっぱりこういうことはあるけどそのもう一つ下に、協議ができるといいのかなとは思っています。それをするためには大人の方の受け取り方とか、大人が自分を振り返っていくこと、それは親御さんも先生方もみんな含めて社会の大人がどうしていくのかということも、できたら子供だけで話すんじゃなくて大人も先生方も入って、何か同じところで議論ができるといいかもしれないし、ご家庭でお父さんお母さんとも、そのことについて大人は大人でこんなふうなことがあったというふうなところまで議論すると、この表のなんていうんでしょうか目指すところに近づくかもしれない。いろんなファクターがあるので、難しいと思いますけれども、やっぱり大人も参加して、大人もここは気づかなかったとかそういうことがこういうグループなり、いろんな場で生徒さんと一緒に大人の状況を伝えていけるっていうのはどうかなというふうにこれを見てて感じたところなんです。もう一つは、やっぱり子供たちがいじめられているという時に大人がどう受け止めるかということ、大人バージョンとしてしっかり考えていかないといけないんじゃないかなというふうに思いました。子供はいじめられたと思ったけど、そんなからかいや何かのところで、大人がそれ

をどう受け止めるかということでも、子供の感じ方と大人の感じ方の差が出てくるとしたら、そのところをどうしていくとか、いろんな細かい場面、大人の側も考えていかなきゃなんないんじゃないかなとこの表を見ていて感じました。

【委員長】

今、大人の参加の重要性、それから、大人がそのいじめをどう受け止めるか、受け止め方の問題の話がありました。よろしければ、順に議論していただくとありがたいんですけどいいでしょうか。

【委員】

とても重要なことだと思います。やはり子供はわかっている、自分の中でというのは一番まずいというところがありますので、子供と大人、あるいは大人と大人の間の対話という部分もとても大事だというふうに思います。ただそれを実行するときにやはり気をつけなくてはいけないのが、いわゆる権力勾配といいますか、大人の方がやっぱり子供よりも声が大きいといいますか、立場が強いというところ、特に学校現場では、学校の先生は子供たちにとってはある意味絶対的存在でもあるので、その先生を前にして建前ではない意見を言えるかということ、なかなかそこは難しい部分もあるということを経験して、子供からの生の意見がどうしたら拾えるのかを知っていただく必要があるかなと思っております。

一つとして、これを制度がないと難しいところはあると思いますが、私も他市の方で子供の人権オンブズマンというのをやっておりますけれども、そういった学校以外の代弁者といいますか、そういったところに例えば匿名でも、自分の意見を伝えることができるか、あるいはそういう制度がないところでもこういういろいろな取組を考えるに当たって、顔、フェイストゥフェイスの意見を出し合う機会というのも大事ですが、仮に匿名だったとしても、例えばタブレットを通してであったとしても、率直な意見をどうしたらまず出してもらえるか、それを出してもらった上でさらに議論できたりとか、議論の過程でも個別の子供が必要以上に傷つかないとか。そういった工夫を重ねていただくことが大事なかなというふうに思っております。

【委員長】

ありがとうございます。どうぞ。

【委員】

さきほどの自分の人権と他者の人権の話で、自分を大事にできなくて自己肯定感が低

いというところで思ったんですけれども、その辺のバランスを学んでいけるといいなと。子供たちの方は結構よく考えてる。親御さんからすると我が子の人権があまりにも大きくて、例えば相談を受けていても、すごく怒って自分の子のことばかり、相手に報いをとか教員を処罰して欲しいとかおっしゃる親御さんがいて、当の本人に聞いてみると、騒ぎ立てたいとは全く思っていないくて、問題なく過ごしたいんだってというような感じで、その辺を、親御さんが理解していただくためにも、親御さんに対してそういう授業じゃないですけれども、わかっている機会というのを、そういうのを実施しているところも結構あるんですけれども、だんだん進んでいくといいなというふうに思いました。

【委員長】

私も大人のいじめの受けとめ方というのは、法の条文なんかも、ちょっと堅苦しくなるかもしれませんが、保護者会などで投げかけて、親に議論してもらうというのは、客観的に理解できるようになる気がするんですね。感情的になって、うちの家に限ってそんなことないですよっていうのが議論になってしまうと、どうも本質が見えてこなくなってしまう。やっぱり冷静になって法の立場とか客観性ということと、自分の子の立場とか、相手の立場とかそういうふうなことをやらないと、保護者向けてっていうのが非常にエスカレートしてしまったり、中にはやっぱり非常に対応を難しくしてしまう。そういうようなことを強く思って、受け止めているところです。

【委員】

ちょっとピントが外れてるかもしれませんが、私もある区で子供の権利救済のオンブズマンをさせていただいていて、出前授業という形で弁護士さんと一緒に小学校を回らせていただいたりしています。そういう中で子供たちに生きる権利とか、守られる権利とか教育を受ける権利や意見表明の権利などいろいろ伝えていて、その中でも権利を守るために必要なことはきちんと表現できる力というか、そういうのをつけなければいけないということで、守ってもらうばかりがいいわけじゃないのでというようなことで、少しアサーションを入れて必要なことはきちんと自己主張していく。しかし、相手にももちろん権利があるので相手の意見をきちんと聞くという、ここのところが大事です。もちろん権利と義務の話もしなきゃいけないわけですが、子供がきちんと自分の考えを自分の言葉で話せるような力というのもつけていって、それはもちろん大人たち、親に対しても先生に対してもという、そういう力をつけていきながら、また聞く大人側も本当にいろいろ勉強していかなくちゃいけないんじゃないかなと思っています。

例えば、オンブズマンとしてタブレットで子供の声が聞けるようなシステムを作って

1年経つんですね。そうしますと色々な声が入ってきます。例えば、先生が名前でからかうとか、あるいは小学生から、例えば男子更衣室なんかもう無断でダーッと開けてきて全開にして、男子だからいいと思ってるのかもしれないけども、でも僕たちは違うんだみたいなことや、腕とか引っ張ってくるのをやめて欲しいんだけどなかなか先生は怖いから言えない、みたいなことを率直に書いてきてくださるんですね。それを受け止めた私達も、どなたにお電話すればいいかなと、なるべく日頃からそうやって出前授業の先生方と顔の見える関係を作って、副校長先生に、ちょっとこういう声は何年何組の男子から続けてきたので、少しご対応やご配慮いただけるとありがたいんですけどというように、子供の声をお届けできるように動いたりしてるんですね。そんなふうに学校外の第三者が学校と協力し合いながらっていうのもあるでしょうし、そういう中で、やはり子供たちに意見表明の権利があるので子供たちの声を聞きながら、子供の声もきちっと聞きながらいい環境を作っていくんだとか、いじめを生まないような対等な関係を作っていくという、そういう土壌作りというのがやっぱり意識的にやっていった方がいいのかなというふうに思います。そんなふうに学校と、もちろん学校の中の子供たちと先生というのもありますけど、第三者的なところもそこに保護者も入るってということで、そういう意識をさらに高めながら、お互いにちゃんと意見が聞き合えるようなそういう環境というのを作っていかれるといいなと思います。

ただ、先ほどご発言があった内発的なとか、もともと持ってるものも大切だと思いますので、例えば、権利の授業をやらしてもらってるんですけど、ただ私達が用意した事例とかその題材だけじゃなくて、今度は子供たちもどんなふうにやればいいと思うとか、ちょっと子供の声も聞きながら、もう少しブラッシュアップできたらいいのかなとか、まだまだ試行錯誤の段階なんですけど、そんなふうに思ったりしているところで

【委員長】

今委員の皆さんからいろいろ意見いただきましたありがとうございます。事務局で何か補足できることがあったらどうぞお願いします。

【事務局】

様々なご意見ありがとうございます。

まず、教職員がそのいじめに対する認識・感覚・対応がいろいろありますけれども、しっかり研ぎ澄ますということが前提でありまして、子供たちに指導していくというところが大事なのかなというふうに思っております。その中でその取組を子供たちに指導している場面、体験してもらってる場面を、保護者にも実際に説明は必要だと思うんで

すけど、見てもらうということが大事なのかなというふうに思ってます。体験的な学習の充実、被害者・加害者・傍観者、三つの立場から考えると、こうした場面における周知徹底を地域を通してやっていくのではないかな、というふうに考えております。三つの立場というふうに書いてありますが、実はここに保護者という立場も入って考えることがより効果的になる可能性もあるのかなというふうに思っているところです。以上でございます。

【委員長】

何かご指摘などありますか。

【委員】

例えば、まだまだ私達の取組は始まったばかりなんですけども、学校に行った際に、保護者会の日だったようで、たくさんの保護者の方がお見えになって、どのクラスも見ても良いみたいな感じだったんですね。保護者を集めて勉強会をしましょうと言って、熱心な保護者さんは集まるかもしれないですけどなかなか難しい面もありますので、そうやって学校をオープンにしながら、今日はこういう授業もあるとか、もちろん権利の授業だけじゃなく、探究の授業とか、いろんな子供たちの生き生きとした活動を見てもらうのを学校がオープンにやっていていいな、と思いました。だから、そうやって子供たちも今こんな取組をしてる、じゃ、もしかしたらその延長線で今日の授業を見て大人の方がどう考えたんですかとか、そうやってちょっと膨らましてみるとか、そんなふうにすると自然にできるかなとか思いました。

【委員長】

私もいくつかご指摘をさせていただいて、また皆さんからご意見をいただきたいんですが、まず1点目に申しあげたいのが、知る・気付く②のところに書いてあるんですけど、いじめの総合対策子供版、これは非常に良くできています。これは先生にぜひ見てほしいですね。先生方が読むだけでもすごく勉強になるということで、これをぜひ活用していただきたいですし、その際に、やっぱりいじめの定義とかそういうのをきちっと知的に理解するっていうことも必要なことなんですけれども、そうじゃなくて生徒たちに見せて、感じ方だとか、とりわけ4年生以上ぐらいになると数ページめくってみれば自分の意見を言えるようになりますので、そういう子供の意見を聞いて欲しいんですね。教えるというよりは、そういう場面をたくさん作ってほしいというふうに思ってます。ぜひこれを府中でアンケート年に3回やるわけですから、その前後あたりにこういうのを使って授業をしてほしいなというふうに思っております。それを実現してほし

いなということです。

それから二つ目はですね、先ほど委員もご指摘をされたんですが、下の方にいじめゼロに向けた取組っていう中で、特に学期ごとに気付く、考える、話し合って行動する、要はその体験型に持っていくとか自分事にしていくということなんだと思うんです。ですからぜひ先生方に、普段の授業の中でそれに取り組んでほしいと思います。

【委員】

最初の点についてはそうですね、せっかくそういう成果物があるんであれば生徒さんにそれを浸透してもらえればっていうのはすごくいいことだと思います。ただ、こういうのがいじめなんですよっていうところの説明って、もちろんこれに限られるものじゃないですよという説明はついてると思うんですけども、何か特に小さい子供ですと、これに載ってなきゃ大丈夫みたいな捉え方をするようなこともあるんじゃないかっていう心配がちょっとあって、使い方は発達段階に応じて作られてるって話はいろいろあるんですけども、結構リスクもあるんじゃないかというところは気になってます。

もう一点のその普段の授業の中で、というのは、もうこれは本当にその通りだと思ってまして、例えば、算数の時間っていうのは別に算数だけ学ぶ時間ではなくて、論理的なものの考え方とかから始まって対話も当然あるでしょうし学ぶことはいっぱいある。その中で例えば、間違った答えを言っちゃった子に対してのリアクションなんかはまさにそういう学びがあるところでしょうし、あと他の科目で言えば文書読んで考え方は一人ひとり違う。そういう話っていうのは、人それぞれっていう部分に繋がる話だと思うんで、わざわざ今日は道德の時間でいじめを扱いますってなると何か他にありそうじゃないかのように思われてしまうところあるんで、2点目については先生のおっしゃる通りだなと思いました。

【委員長】

ありがとうございます。リスクっていう点ではそうですね、確かに多分ある意味ではマニュアルですのでそういうリスクもある気がしますね。

【委員】

いじめ総合対策は確かに全部を見てるわけではなくて、法律の一面、それから一般社会通念の一面と、ある意味それは確かにそうだと思いますけども、そこを基準にして加害児童、被害児童になりますよね。でも私は、その加害児童の背景も考えていくと、どうしてそうしたのかとか、被害児童にも背景を考えながら、その加害児童だけじゃな

い子供のいろいろなもつれたものについて、少しずつほどこいていくのが大人の役割じゃないかなと思っています。そうするとそういうマニュアルがあつてそれは大事だと思うんですけども、それを基準にしながらそれだけで判定するんじゃないで、それからどうしたらいいかっていうことを考えていかなきゃいけないのではないかな。

子供の虐待も、親が虐待したから親をどうするか、加害者をどうするかではなくて、親に対する支援の始まりのきっかけが発見である。そうすると、加害の子供がそういういじめになったのもどうしてなのか、この加害への支援の一つのきっかけにこのマニュアルをしていくってことも大事なのかなというふうには感じています。

それから今おっしゃった知る・気付くこと、考え話し合うっていうのは授業でもそうですけど、子供が訴えてきて大人が知って気づいて話し合ったり一緒に考えたりしてどうするかっていうところにこれが出てくるんだらうなって、生活の中でもそうだし学校の集団の中でもそうだし、指導する助言するだけじゃなくて一緒に考えると、話し合うっていうことも、状況によっては大事なんじゃないかなってお話伺って感じています。

【委員長】

ありがとうございます。いかがでしょうか。

【委員】

もう先生方おっしゃってくださっていますけれども、いじめ総合対策の活用に関係で、子供の意見を多く聞く機会に、先ほど委員がおっしゃられたように、これはいじめ、これはいじめじゃないというふうになったときに、思考停止でいじめに当たらないとか、やってもいいんだっていうふうにならない、そういうリスクを避けるという意味で、例えば、子供の意見をこういうのを勉強したときにどう思ったとか、これは当たらないってことみたいに言われたときに、そういうところが本質なんではなくて、やっぱり人と人とが傷つくっていうことだったり、お互いがそれってどういうところかということであつたり、子供社会の中でこの総合対策を作った時点ではまだ出現していなかったけれども、今としてはこういった事柄はとてつもない権利侵害あるいはいじめになりうるというようなことが浮かび上がってくるかもしれないですね。そういったことを聞いた大人の側がうまくキャッチできるかどうかということが問われるというふうに思いますので、これを使うということはやはり大人の方も、その敏感さであつたりだとか深い理解というものが問われるというふうに思っています。普段の授業の方が大事なんだっていうところはまさにおっしゃる通りだと思いますし、私は専門外なのですが、やはり普段の授業が充実しているところほど児童・生徒の満足感も高く安定もして、

やはりいじめも少ないというふうに一般的には言われているし実際そうなのかなというふうに思います。それってどういうことかって考えるとやはり一人ひとりの個性なり一人ひとりが尊重されているというのが自然に授業実践の中でもされているんだろうというふうに思いますし、また他者に対するその侵害行為を行うようなストレスとなるようなことを授業の中であまり感じていないというところもあるんだろうと思います。そういったところも含めて、落ち着いた環境で思考力を子供たちが持てるようにそういう環境をどう作っていくかっていうところを、本当に先生方も大変なことだと思うんですけど一番大事にさせていただけるといいなと思っております。

【委員長】

ありがとうございます。

【委員】

皆さんがおっしゃる通り、周りの者が気付くことが支援の始まりっておっしゃっていて本当にその通りだと思うんですね。何かトラブルが起きたりいじめってすごく定義が広いんですね。だから本人が嫌だと思ったらいじめということなわけですけども、初期の訴えがあったり、なんとなく関係性がよくないときに、気づいていかにその双方の理由だとか背景だとかを大人がキャッチしながら調整していった成長に繋げていかれるかっていう、そこがすごく大事なんだと思うんですね。それは学校だからこそできる、集団を見てからこそできることもあるので、そのところがすごく大事ななと思います。

もちろん総合対策などで勉強して、大人の側がそういう感覚をきちっと持っていくっていうことも大事だと思いますし、ただ本当に明文化してしまうとこれいじめじゃないなんてことになると、かえってややこしいことになるかななんて思ったりもします。あとは本当に学級風土というのがすごく大事で、対等で、お互いの違いを認め合って、そういうような風土というのが大事です。そこが、いじめが発生しにくかったりあるいは不登校予防に繋がったり、少し登校渋りになっちゃった子供たちが戻ってきたときにも、その相手のことがずっと認められるような風土があると、学校復帰にも繋がりやすいんだとかいろんなことが指摘されてると思うんですね。だからいかにこの対等でお互いの違いを認め合えるような学級風土を作っていこうという学級経営というのはすごく大事で、それはもう本当に通常の授業や学校行事やいろんなところで展開されていくっていうことが、とても大事なかなというふうに思っております。

あともうひとつは、子供家庭庁の方で、いじめを重大化をさせないための要因分析の会議があって、最後に重大化させないための留意事項集と、研修事例集みたいなものを

まとめたんですね。11月に公表されてるんですけども、あれなんかも今まで重大事態で調査対象になったものを読み解きまして、そういう中からここが重大化の一つの分岐点だったかなとか、もしここで初期対応してたらだとか、課題や関係が逆転したんだとか、そういうのを分析しながら、みんなで作って公表もしましたので、何かそういうものも役立てていただけたらなというふうに思っています。

【委員長】

最後によろしければ、皆さんにいじめ対策、こういう取組を府中市は考えて、さらにこういうことをして欲しいですよということを具体的に提案してみたいという気がしますので、委員の皆さんにお願いしたいというふうに思ってます。それで会を締めたいと思ってるんですけども、まず最初に、私から言わせていただきたいんですけど、先ほどあった具体的にどんなことをこれから取り組んで欲しいという要請もあったこともあって、大きく二つ、お願いしたいというふうに思っています。

地域、学校ブロックごとでもいいし地域でもいいですけど、ぜひいじめに関する開かれたシンポジウムをやってほしいんですね。そこには当然教員も保護者も地域の人ですが、やっぱり中心として、子供にその意見表明をさせて欲しい。自分たちがこういう点でこういうことが困ってるんですよ、もっとこうして欲しいなとか、そういうことを子供の意見を率直に聞くということを府中全体でもいいけれども、ブロックごとにやるとか、中学校中心に小・中合わせてやるとか規模はいろいろあると思うんですけど、これも差し出がましいんですけど、予算化をしていただいでですね、地域シンポジウムを企画するというふうにちょっと思っています。それをいろんなところに発信をしたり、場合によってはマスコミに声かけてちょっとアピールするとか、ぜひシンポジウムを企画してこのこの制度を具体化してほしいと思います。

それからもう一つは、先ほどの学級の風土、一般的に学級経営という言葉になりますが、学級経営は教師としては当然のことなんですが、学校の先生たちに改めて教育委員会から、お知らせをしていただいで、当たり前のことだけどこれをきちっとやってくださいよということをお願いしていただけたらありがたいです。

【委員】

具体的に私としてはもう他の意見という事はなくてここに書いてあるので十分だと思っています。それよりはむしろその現場の先生方の負担が大きくなるようにってところが、むしろ気になっています。

【委員】

親御さんとか先生方も含めたどういうタイトルになるかわからないんですけれども出前授業と同じような大人向けの何かがあってもいいのかなっていうことはちょっとお話し合いながら思いました。

【委員】

少し今後検討いただきたいと思ってることがありますして、狭義の子供主体で作ってくださっていることがわかるんですけれども、例えば、知る・気付くのところでは児童・生徒一人ひとりのいじめを自分ごととして「捉えさせる」ポイントということで、これは先生方のご発想としては教えるっていう意味でおっしゃられてるかと思うんですけど、やはり児童・生徒一人ひとりがいじめを自分ごととして「捉える」ポイントというのが子供を主体として考えたときの表現だと思いますし、同じく児童・生徒に「意識させる」というところでも「意識する」というためになる方がより好ましいかなと思いますので、またご検討いただければと思います。

【委員長】

子供が主語の言葉に変えるということですよ。はい、ありがとうございます。

【委員】

そういう意味では「意識させる」などの表現を見直されるといいかなというふうに思います。あともう一点だけ、子供サミットみたいなことが書いてあって、中学校区でいじめゼロサミットこれすごくいいですけど、これからやることなんですか、もうやってらっしゃることなんですか。

【事務局】

この後、来年度に向けてどう具体化していくようなところを検討しています。

【委員】

こういう取組、すごくいいと思うんですね。各学校さんから代表を出して、そしてホールを借りて大人も見学できるみたいな感じですがすごくいいんですけど、でもすごく運営が大変ということなので、うまく協力していただけると良いと思います。何よりも大人がイメージしているいろんな対策もありますけども、子供たちから声が出てきて、子供もすごくいろんなことを考えてますので、そういうのっていいなと思いました。

あと、1点だけ、個人的に思うのはやっぱり先生方のコミュニケーションですね。先

生方が豊かなコミュニケーションをとっているところは、やっぱりいろんなことで先ほどの風土も違うような感じがするんですね。だから確かに今、なかなかご苦労があると思うのですが、先生たちが協力し合って、抱え込むよりもコミュニケーションを取って大変なこととかこういうふうにやるとうまくいったとか、この子にはどうしたらいいと思うとかというような意見交換が、あると良いと思います。いじめ対策の委員会が学校に必ずあるわけですけど、なかなかその定例化が難しいとか議事録が残っていないこともあるんですけども、そういうような感じでコミュニケーションを豊かにそしてお互いのスキルを交換し合って、必要なときの役割分担ができるような、そういう学級風土っていうのもすごく大事なというふうに思いますので、まず大人がそうやってコミュニケーション取っていけたらと思っています。以上です。

【委員長】

実現に向けていただけるとありがたいと思っています。

今日いただいた議題についてここまでにしておきたいと思います。事務局いかがでしょう。

【事務局】

議題としては以上になりますので、委員の皆さまの方から特段ございませんでしたら、終了とさせていただきます。次回の開催につきましては令和8年に入りますが、5月以降で日程調整をいたしますので、改めてよろしくお願いいたします。

【委員長】

これで第2回の本年度のいじめ対策委員会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。